

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 19 日現在

機関番号：17401
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010-2012
 課題番号：22530012
 研究課題名（和文） 司法アクセスをめぐる弁護士の社会的役割とインセンティブに関する制度設計
 研究課題名（英文） Incentive Design In Lawyer Social Role over Legal Access
 研究代表者
 池田 康弘（IKEDA YASUHIRO）
 熊本大学・法学部・准教授
 研究者番号：70304714

研究成果の概要（和文）：

懲罰的損害賠償の抑止効果に関する分析において、裁判過程における Adversary System をモデルに組み込み分析を行った。民事裁判において、懲罰賠償は抑止をもたらすことができない場合があることを示した。また、上訴制度が存在する制度のもとで裁判官が自分の下した判決が上訴される際、評判や昇進等に注意を払う利己的な裁判官は、両当事者が納得し上訴を防止するような判決を出すことが有り得るケースを導出した。

研究成果の概要（英文）：

Firstly, we analyzed the effect of deterrence of punitive damages. Especially, we added the adversary system model to previous studies. As a result, we showed the case that it is not able to deter harmful activities in punitive damages system. Secondly, we analyzed the behavior of self-interest Judge theoretically in the appeal system. We showed the case that the self-interest (his reputation and career) Judges tend to make an appeal-proof judicial decision.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	351,000

研究分野：法と経済学

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：上訴, Adversary System,

1. 研究開始当初の背景

法と経済学の研究分野に、ゲーム理論を用いた訴訟と和解の選択に関する分析がある。これは、紛争当事者の原告と被告が自分自身の勝訴の見込み、その際の利益、裁判でかかる費用等を勘案して、紛争を和解で解決する

のか、それとも裁判における判決で決着をつけるかに関する紛争当事者の意思決定について分析するものである (Miceli(1997)等)。この訴訟と和解に関する分析の先行研究から導かれる基本的な含意は、裁判費用の節約

の観点から、当事者間の自発的な和解で終わる方が紛争を判決まで持ち込むより、双方当事者の私的な立場からも裁判所を含めた社会的な立場からも望ましいことが示されている (Shavell(1999))。

本研究では、まず、上記の訴訟と和解に関する分析を基礎として、裁判判決が有する社会的機能・影響に注目する。裁判所の判決の役割のひとつは、目前の紛争当事者の事件を解決すること (当事者主義, Adversary System) であるとともに、それに加えて、実際の事件について関連する条項を解釈することで、潜在的な紛争当事者に対して公的な情報としてメッセージを与え、彼らが紛争に巻き込まれないように注意を促すという機能も併せ持っている (現代型訴訟)。このように判決は、現在の紛争当事者に対する私的な紛争解決機能に加えて、将来の潜在的な紛争当事者に影響を与える公的な情報発信機能も有している。

紛争内容の典型的な事件が裁判で解決される場合には、裁判所は確かに私的な機能を果たすことになる。しかし、社会に対して新たな情報を提供することにはならず、この意味において公的な機能を果たしているわけではない。このような事件は、先ほど述べた訴訟と和解の選択に関する研究の含意からは、当事者間での和解で解決の方が、それ以降の裁判費用がかからず、したがって、判決まで持ち込む場合に比べて、社会的費用を相対的に減らすことができるということになる。裁判費用に上限があることを考慮すると、原告の期待便益が費用を上回る場合もあるので、典型的な事件が判決に持ち込まれるのは過剰である可能性がある。

他方、これまでにないような新規性のある事件は、裁判所で解決されることにより、判例 (公開情報) が創出され、将来の潜在的な

紛争当事者に影響を与えることになる。すなわち、潜在的当事者にとっては、この裁判結果が潜在的な事件の判決を明確にし、不確実性を減少させ、裁判ではなく紛争を和解で終わらせることが可能となるのである。ゆえに、新規性のある事件は、裁判で解決されることで正の外部性 (当事者以外の者へ利益) を発生させる。正の裁判費用を所与とすると、原告の期待便益が費用を下回る事件もあるので、新規性のある事件が裁判まで持ち込まれるのは過小となる可能性がある。

したがって、新規性のある事件は裁判で決着をつけ、新規性のない事件は和解で解決させるように紛争当事者 (原告, 被告) を誘導させる制度が望ましい。これを実現するための法制度として、専門職 (ゲートキーパー) としての弁護士制度があると考えられる。

以上から、裁判に行くのが社会的に望ましい事件については裁判に持ち込み、そうではない事件については裁判に行かないように紛争当事者を導き、アドバイスすることが、弁護士の社会的役割のひとつとして、求められることになる。ただし、弁護士がそのようなインセンティブを持っているかどうかは必ずしも自明ではない。なぜなら、新規性のある事件は利入りの少ない事件として弁護士が事件を請負わない可能性があるからである。そのため、弁護士にゲートキーパーとしての社会的役割を演じてもらうためには、懲罰的損害賠償などを考慮した効率的な弁護士報酬制度などの制度設計が必要不可欠となる。

2. 研究の目的

当事者間による相対交渉では解決できない紛争は数多くあり、その場合、弁護士へのアクセスが重要となることは言うまでもないが、国民の司法アクセスに対する法律扶助

の充実は今般の財政逼迫状況からは見込め
そうもない。そこで、国民は弁護士アクセス
のコストを意識せざるを得ない。本研究は、
そのような問題意識から、訴訟利用者の司法
アクセスをめぐる弁護士の社会的役割とイン
センティブに関する制度設計の構築を目的
とする。具体的には、専門家代理人としての
弁護士のゲートキーパー的役割に着目し、
その社会的役割を導くために必要となる制
度設計（懲罰的損害賠償を考慮した弁護士報
酬費用）について法と経済学のアプローチに
よって基礎づける。

3. 研究の方法

本研究は3年計画であり、その前半は、基礎
理論の構築を行う。具体的には、法と経済学
の基礎理論を大阪大学の常木淳教授、熊本学
園大学の細江守紀教授のもとで、欧米の先行
研究のサーベイからわが国の制度に沿った
応用モデルの構築を図る。後半は、前半の理
論分析を下に実証分析を行う。以上において、
研究会、調査など踏まえて、わが国に参照可
能としうる制度設計の作成を行う。

平成22年度では、本研究全体に必要とさ
れる基礎研究計画として、まず、①紛争当事
者の訴訟と和解の選択について社会的費用
の観点から理論を再整理する。②について、
研究代表者と研究分担者の二人は、この検討
した理論を大阪大学教授（法と経済学、公共
経済学）の常木淳氏から適切なアドバイスを
請う。また、訴訟と和解の選択に関する社会
的機能に着目する海外の著名の研究者を訪
ね、理論研究の基礎ならびに、米国の訴訟経
済の現状について学ぶことにする。

平成23、24年度は、前年度の成果を踏ま
えて、本研究課題の完成を目指す。研究、作
業の成果を踏まえて、国内外の全国大会レベ
ルの学会、法と経済学会、応用経済学会、ア

ジア法と経済学会等においてその成果を披
露する。その後、研究成果は法と経済学の国
内、国外の査読学術雑誌に投稿して、評価を
仰ぐこととする。

4. 研究成果

研究代表者の池田康弘は、民事裁判における
懲罰的損害賠償の抑止効果に関する追加分
析を行い、その考察を2012年度法と経済学
会（上智大学）と The 8th Annual Conference
of the Asian Law and Economics Association
（中国・山東大学）にて研究報告を行った。
懲罰賠償は加害者の加害行為を抑止できそ
れゆえ潜在的被害者への被害を少なくする
もとの一般に考えられているが、本研究では、
裁判過程における Adversary System をモデ
ルに組み込み分析を行った。その結果、裁判に
おいて、懲罰賠償分の係争利益の増加により
被告はさらなる抗弁を行い、それを見越した
原告は提訴を委縮し、加害者は行為を止めな
いという結果を導出し、懲罰賠償は抑止をも
たらしることができない場合があることを示
した。研究分担者の座主祥伸は、上訴制度が
存在する下で利己的な裁判官の行動に関す
る追加分析を行い、その考察を2012年度法
と経済学会（上智大学）と Italian Society of
Law and Economics Annual Meeting にて研究
報告を行った。紛争当事者（原告・被告）が
裁判での判決に納得がいけない場合、裁判官
にとっては自身の出した判決が上訴され、そ
の後判決がくつがえされる可能性が生じる。
自身の評判や昇進等に注意を払う利己的な
裁判官は、両当事者が納得し上訴を防止す
るような判決を出す。ただし、このような両当
事者が同時に納得してくれる判決は存在し
ないかもしれない。その場合、裁判官は当事
者を説得する等の活動を行い、上訴防止を目
指す。結果的に、利己的な裁判官は、両当事

者が納得できるような「公平」な判決を求める。両研究者ともに研究成果は現在ある海外レフェリー誌に投稿中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計6件)

- ① Zasu Yoshinobu, Self-Interested Judge Seeks Fairness, Italian Association of Law and Economics, 2012.12.14, The University of Italia (Italy)
- ② 座主祥伸, 上訴制度と裁判官の役割, 日本法と経済学会第10回全国大会, 2012.7.14, 上智大学(東京都)
- ③ 池田康弘, On the Allocation of Punitive Damages, 日本法と経済学会第10回全国大会, 2012.7.14, 上智大学(東京都)
- ④ Ikeda Yasuhiro, Can the Decoupling Punitive Damages Deter the Injure and Aid the Victims?, The 8th Annual Conference of the Asian Law and Economics Association, 2012.7.11, Shandong University (China)
- ⑤ 座主祥伸, 上訴を嫌う裁判官と訴訟当事者の行動, 日本法と経済学会第9回全国大会, 2011.7.16, 京都大学(京都府)
- ⑥ 池田康弘, 懲罰的損害賠償の経済分析, 日本応用経済学会2011年度春季大会, 2011.6.25, 中京大学(愛知)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況 (計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 康弘 (IKEDA YASUHIRO)
熊本大学・法学部・准教授
研究者番号: 70304714

(2) 研究分担者

座主 祥伸 (ZASU YOSHINOBU)
関西大学・経済学部・准教授
研究者番号: 40403216